

笠間市空家・空地バンク制度を充実

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部と空家等の媒介に関する協定を締結。あわせて、バンク登録物件の家財道具等の処分費用を補助する制度を創設し、笠間市空家・空地バンク制度の充実を図ります。

令和元年10月1日(火)～

■公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部と協定を締結

10月1日、公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部(須田洋次本部長)と笠間市で「笠間市空家・空地バンク登録物件の媒介に関する協定」を締結。

協定により、バンク登録物件の媒介業者の推薦や物件の調査、売買・賃貸契約の交渉・仲介等を担ってもらう。

市では、平成29年に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会とも同様の協定を結んでいて、バンク制度利用者の選択の幅を広げ、バンク制度の活性化を図ることを目指していきます。

※締結式等はいりません。

■空家・空地バンク登録物件家財道具等処分支援事業を創設

【経過】

空家・空地バンク制度への登録の障害のひとつに、空家内に残されている家財道具等の処分があります。これら家財道具等の処分費用の一部を支援することにより、バンク制度への登録を促し、制度の活性化を図るために、新たな支援制度を創設。

【運用】

令和元年10月1日から運用を開始。

【補助内容】

空家・空地バンク制度へ登録する物件の家財道具等を、市の許可を受けた一般廃棄物処理業者へ委託し、処分する費用の1/2以内、10万円を上限に支援する制度。

※市では、この支援制度のほか、バンク登録物件の修繕に関する費用補助や購入・賃借に関する補助、既存住宅状況調査(ホームインスペクション)に関する補助、既存住宅売買瑕疵保険に関する補助を設けており、空家・空地バンク制度の充実や空家・空地を活用した地域の活性化を図っています。

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 都市計画課 空家政策推進室 担当: 深澤 充
電話番号: 0296-77-1101 (内線535) ファックス番号: 0296-77-5009
e-mail: akiya@city.kasama.lg.jp